

「歩くまち・京都」推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 「歩くまち・京都」憲章の理念を具体的に実現し、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現を目指して策定した「歩くまち・京都」総合交通戦略の総合的な推進、点検を行うとともに、効率的な推進体制の検討や交通まちづくりに関する総合的な調整を図るため、「歩くまち・京都」推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(構成)

第2条 推進本部は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 主管副市長
- (2) 都市経営戦略監
- (3) 危機管理監
- (4) 産業・文化融合戦略監
- (5) 文化芸術政策監
- (6) デジタル化戦略監
- (7) 観光政策監
- (8) 木の文化・森林政策監
- (9) 新型コロナ対策・ワクチン接種統括監
- (10) 監察監
- (11) 京都市事務分掌条例第1条に規定する局の長
- (12) 財政担当局長
- (13) 交通政策担当局長
- (14) 区長及び担当区長
- (15) 消防局長
- (16) 京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例第2条に規定する管理者
- (17) 教育長
- (18) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める本市関係職員
(本部長及び副本部長)

第3条 推進本部に本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は主管副市長とし、副本部長は交通政策担当局長とする。
- 3 本部長は、会務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、年度当初に本部長が招集するほか、本部長が必要があると認めるとき、随時招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる者以外の者を推進本部に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第5条 本部長は、特定の事項を調査させ、及び審議させるため必要があると認めるときは、推進本部に部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、本市関係職員のうちから、本部長が指名する。

(幹事会)

第6条 会議に付議する事案の調整を行うため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、交通政策会議をもって構成する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、都市計画局歩くまち京都推進室において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。